

2025年度海外留学支援制度(JASSO) 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業タイプII (協定派遣)募集要項

筑波大学(以下「本学」という。)は、文部科学省「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」(以下、「ソーシャルインパクト事業」という。)の採択校として、日本学生支援機構(JASSO)より重点政策枠の配分を受けております。この重点政策枠により、本学と学生交流協定を締結している海外の大学等に留学する者のうち、条件を満たす者に対して奨学金を支給することができます。奨学金による支援を希望する者(以下、「申請者」という。)は、下記により申請してください。

記

1 申請資格及び要件

次の要件を全て満たす者が、本奨学金に申請することができます。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)
※日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。
※多重国籍者においても、(1)を満たす者は対象となります。
- (2) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入れを許可する者
※申請時に留学先大学から受入の内諾を得ている者(受入許可書が発行されていることが望ましい)。
- (3) 申請時及び留学期間(全期間)に本学の学群または大学院の正規課程に在籍している者
※プログラム途中で学群課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者は要件を満たしません。
※申請時及び留学期間(全期間)に本学を休学中の者は対象となりません。
- (4) 本学において学業成績が優秀で、かつ、次に定める方法で求められる、選考の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)である者

【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください。なお、履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

- ① 前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が2.30以上であれば、同等とみなして構いません。

② 在籍課程の前年度の成績が選考時までには判明しない場合

原則、選考時の前学期分の成績から算出してください。前学期分の成績も判明しない場合は、以下※1～※4のとおり、算出してください。

成績評価係数で表すことができない等の場合、以下3)を参照して下さい。

※1 学群1年次1学期目の者は、高等学校最終年次の成績から算出。

※2 修士1年次1学期目の者は、学群(学部)最終年次の成績から算出。

※3 博士1年次1学期目の者は、修士最終年次の成績から算出。

※4 前年度休学者は、前々年度の成績から算出。前年度後期休学者は、前年度前期の成績から算出。

(5) 他の海外留学のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、この奨学金等の支給月額が、JASSO奨学金月額を超えない者

※ JASSO「第一種・第二種奨学金」(貸与型)との併給は可能です。

※ JASSOが実施する「国内型の給付奨学金」、「海外留学支援制度(大学院学位取得型)」との併給は認められません。

※ 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

(6) 「海外での危険発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針(学長決定)」(以下「本学指針」という。)に従い、安心・安全を最優先に渡航する者

渡航後に、渡航先の国・地域などが渡航制限となった場合は、大学から帰国要請が発せられますので、要請に従ってください。

(7) 留学の目的及び計画が明確であり、留学期間中にソーシャルインパクト事業の人材養成目的をふまえた学修や活動に挑戦する者

本学のソーシャルインパクト事業では、以下の人材育成目的を掲げています。本奨学金では、海外留学を通して多様な文化を理解し、自身のキャリアを見据えたうえで課題解決力やコミュニケーション能力等を高めたいという意欲ある学生を支援します。(※留学の目的及び計画については、留学計画書(様式SI-2)に記載してください。)

【ソーシャルインパクト事業人材養成目的】

地域社会に横たわる様々な解決困難な課題を、文化や言語、専門分野の相違を超えて複眼的・俯瞰的にあらゆる視座から解析でき、留学生や海外大学の学生、自治体や企業の関係者と協業し、ともに未来デザインの提案ができる人材。さらにグローバルな環境下で自らの強みを縦横に分析・把握し、ステークホルダーに魅力ある自己を表現しながらオリジナルな課題解決が提案できるグローバルスタートアップ人材を育成する。

(8) 交換留学先の大学等において、原則として、授業を履修して単位取得を行う者

学群学生は、原則として、交換留学先の大学等で取得した単位を本学の卒業に必要な単位としての認定(単位互換)を申請することが必要となります。単位取得は選考の際の判断材料ともなりますので、留学先大学等との単位互換が可能かどうか、事前に所属組織で十分に相談してください。また、単位を取得した場合は交換留学先の大学等で必ず「成績証明書」の交付を受けてください。

(9) 留学後、経験を活かして後輩学生等のサポートを行うことができる者

帰国後、可能な範囲で他の学生の留学相談等にご協力願います。

2 留学期間

2026年1月1日から2026年3月31日までに留学期間が開始(移動日を除く)し、かつ、1年以内の交換留学が対象です。留学先の大学等との間で締結された協定書に、年度を超えた期間の記載がある場合、翌年度に跨った期間での申請を可能とします。

交換留学先の大学等の受入許可書の留学期間と、申請書に記載する留学期間に相違がないよう、十分注意してください。本支援への申請時に交換留学先の大学等から受入許可書が手元に届いていない場合は、留学を開始する学期が始まる年月日と留学の最終学期が終了する年月日を大学のウェブサイトを確認して記載してください。

3 支援の内容

(1) 奨学金月額

派遣先の国・地域によって奨学金月額が異なります。詳細は、申請書の別紙 国・地域コード表を確認してください。

(表1 支給金額)

留学先(地域区分)	地域指定額(月額)
指定都市	12万円
甲	11万円
乙	9万円
丙	8万円

※1 定められた奨学金月額を変更することはできません。

※2 地域区分は、派遣先大学等の所在地(都市)により決まります。キャンパスが複数在存する場合には、実際に派遣学生が派遣されるキャンパスの所在地(都市)が該当地域となります。

※3 派遣先大学等との連携により別の学校または研究機関等に派遣される場合でも、地域区分は協定等を結んでいる派遣先大学等の所在地(都市)となります。

※4 本制度における指定都市は、派遣先大学等の住所表記に指定都市が含まれる場合に限ります。奈保、アメリカ合衆国「指定都市」のニューヨーク・ワシントンD.C.について、ニューヨーク州・ワシントン州の誤登録申請が多い為、注意してください。ニューヨーク市は、クイーンズ、スタテン島、ブルックリン、ブロンクス、マンハッタン、の5区です。

※5 同一プログラム内で、同一の派遣学生が異なる奨学金月額の国・地域に派遣される場合は、奨学金支給の全期間にわたり、最初に派遣される国・地域の奨学金月額を適用します。

※6 地域区分は、「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)により、定めています。

※7 留学先の地域区分は、別紙にてご確認ください。

(2) 渡航支援金

(表2 渡航支援金)

渡航支援金(家計基準)	渡航支援金(派遣期間)
16万円	1万円

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、対象者となります。

① 家計基準

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後)200万以下

※1 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※3 養育費は収入に含みません。

申請される学生は渡航支援金希望を申請書にご記入ください。

② 派遣期間

新規登録時の奨学金支給回数が6回以上の派遣学生が対象です。

※1 新規登録時にシステムで自動判定します。

※2 登録年功により奨学金支給回数が6回未満から6回以上となっても渡航支援金の対象にはなりません。

4 申請に必要な書類

申請者は、留学及び本申請について、事前に指導教員又はクラス担任教員に相談のうえ、次の申請書類を作成願います。正しく記入・作成されていない場合は、書類不備のため、申請を受理できない、又は選考を行わない場合がありますので注意してください。

- (1) 2025年度海外留学制度(JASSO) 協定派遣 申請書 様式SI-1
- (2) 留学計画書 様式SI-2
- (3) JASSO GPA calculation 様式SI-3
- (4) 成績証明書(写し)及びTWINS成績一覧のスクリーンショット
- (5) 語学検定試験の公式スコアの写し
- (6) 交換留学先大学等からの受入許可書の写し

5 申請期間・申請書類の提出先

(1)申請期間

2025年10月20日(月)～2026年1月9日(金)17時00分

※派遣開始により締切日が変わりますので、ご注意ください。

締切日	応募可能な日程		
	1月派遣開始	2月派遣開始	3月派遣開始
第1回締切日※ 11月7日(金)	○	○	○
第2回締切日※ 12月5(金)	×	○	○
第3回締切日※ 1月9日(金)	×	×	○

(2)提出先

ファイル形式を変更せずに電子データを以下担当宛にメールで提出願います。

教育推進課 ソーシャルインパクト推進室

Email: social.impact@un.tsukuba.ac.jp

6 選考及び決定

申請書類(留学目的、研究計画、成績、語学能力等)による選考を行います。採否は申請者に直接メールにて通知します。

選考結果が不採択となる場合もありますので、本支援を受給することを前提に留学に係る資金計画を立てることのないようにしてください。

※採択者は以下5に記載の締切ごとに選考を行い決定します。

※配分された重点政策枠の残数がなくなり次第、募集を終了します。

7 渡航前に必ず行うこと

- (1) 交換留学にあたっては、学内での学籍上の身分移動の手続き(「留学」への身分移動)を所属する教育組織の対応を行うエリア支援室等に確認し、手続きを行ってください。
(手続きに時間を要しますので、留学を計画する時点で、手続きの期限等をエリア支援室等に確認してください。)
- (2) 奨学金及び渡航支援金を受け取るためには、出張手続きが必要です(本学の旅費に係る規則・通知に沿って出張手続きや旅費の支給手続きを行う)。出張手続きの責任者は所属する教育組織の長です。教育組織の長の承認があって、出張手続きが進みます。出張手続きは、学類事務室、学位プログラム事務室または支援室等が用務・期間などを確認の上、書類作成を行います。学類事務室、学位プログラム事務室または支援室等が用務・機関などを確認の上、書類作成を行います。学類事務室、学位プログラム事務室または支援室等に採択通知を示したうえ、指示に従い、出張手続きに必要な書類の提出を行ってください。
- (3) 海外渡航の際には、筑波大学海外渡航システムTRIPに登録してください。(Tsukuba Risk-ready Itinerary Planner) TRIPへの登録がない場合は、奨学金及び渡航支援金の支給を行いません。
- (4) 外務省安全ホームページにより渡航国の情勢等の安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録、または「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険及び海外安全危機管理サービスOSSMAIに加入してください。

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/safety/>

参考)

海外旅行保険の一例として、学生教育研究災害傷害保険(学研災)の「付帯海外留学保険」があります。

学研災に加入し、本学が承認した派遣留学に参加する学生が対象となります。

8 留学期間中および終了後の提出書類

採択された学生は、留学期間終了後2週間以内に教育組織の長及び指導教員又はクラス担任教員の確認を得て、下記の書類を提出願います。報告書等が提出されない場合は、採択取り消しとなる場合があります。

(1) 提出書類

・留学前・留学後報告書(様式H-1)

留学が終わって2週間以内に提出をお願いいたします。

・在籍確認書 (C-2)

毎月初旬(3日～遅くとも5日まで)に提出いただきます。提出がない場合、奨学金の支給ができません。ファイルの派遣先学校(機関)名、登録者番号、奨学金月額、年月などを記入してお使いください。第一週目より遅く渡航する場合、現地到着後速やかにこちらにご提出をお願いいたします。

・成績証明書等の単位認定や付与がわかる書類の写し

成績付与後1週間以内にご用意ください。マーカーで該当科目に印をつけたもの。

・留学報告書

A4用紙2枚程度に派遣学生の氏名、所属、留学先大学等、渡航・留学期間を記入し、留学先での学習や研究内容、得られた成果、知見や知識等を記述してください。

(2) 提出先

教育推進課 ソーシャルインパクト推進室

Email: social.impact@un.tsukuba.ac.jp

9 変更、辞退、採択の取り消し及び併給

変更又は辞退する場合は、事前に相談してください。

(1)変更(原則不可のため申請内容は慎重に記入してください。)

・留学先大学等からの指示や連絡調整責任者の連絡調整の結果、留学始期の延期などが生じる場合は、本募集要項の記載に関わらず、当該年度中の本邦出発に限り日程変更を認め、奨学金を支給する場合があります。留学期間の変更は、支援学生の所属する教育組織の長から変更願(別途様式)に新たな留学期間がわかるものを添えて提出し承諾を得る必要があります。

・本支援に申請した留学期間と実際の留学期間に相違が判明したら、査証取得の遅滞、移動手段の都合などの理由を問わず、留学期間が短縮となる場合は、暦月毎の奨学金を精算して差額を返納願います。なお、採択後、留学期間が延長される場合、奨学金の増額はありませ(変更願の提出不要)。

(2)辞退、採択の取り消し、併給

・採択後に辞退することとなった場合は、支給した奨学金の全額を返納してください。

・留学を断念する場合は、速やかに辞退届(別途様式)を提出してください。

・本奨学金以外に、学内外の海外留学のため奨学金、助成金などが支給される場合は、必ず国際共修担当へ相談ください。本事業の採択に影響する場合があります。

・採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、採択を取消すことがあります。

・採択後に、渡航中止や採択の取消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりませんので、航空券や宿泊の手配などは慎重に行ってください。

・本支援は、海外留学に関係なく支給される奨学金との併給は可能です。ただし、奨学金等支給団体ごとに規則がありますので、事前に奨学金等支給団体に本支援との併給が可能であることを確認してください。

(3)危機管理を理由とする渡航の取りやめ・取り消し

・外務省海外安全ホームページ掲載の危険情報、感染症危険情報を受けて、本学指針により渡航先の国・地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取止め、決定の取消しとなる場合があります。

10 本件に関する問合せ先

教育推進課 ソーシャルインパクト推進室

Email: social.impact@un.tsukuba.ac.jp

以上